

平成 30 年 9 月 4 日

各 位

パ ラ カ 株 式 会 社

(TEL 03-6841-0809)

**ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて（経過報告）**

平成 30 年 8 月 21 日のリリースに記載の通り、当社は、『株式会社青森テレビ』に対して、平成 30 年 8 月 20 日付で、当社顧問弁護士より、期限を定め、訂正報道を行うように、郵送にて申し入れを行いました。期限を過ぎた本日時点において訂正報道は確認できておりません。

報道した内容について、事実と反することが判明した場合、その内容について、訂正報道をするのは、報道機関として当然のことです。『株式会社青森テレビ』自身も、青森テレビ番組基準の 6 章（38）において「ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する」という規定を設けています。

当社は 8 月 10 日以降の一連のリリースにおいて、

- ・ 駐車料金の決定権限は当社にはない。
- ・ 駐車場の売上は当社に帰属しない。
- ・ これらの根拠は、当該駐車場の運営が業務委託契約によってなされ、当社は受託者である。

という事実関係を明らかにしました。

しかしながら、上記事実関係の確認を取るための取材は、『株式会社青森テレビ』からいまだにありません。今後同社から事実確認の取材申し込みがあった場合、当社は他の報道機関に対すると同様に真摯に回答する所存でございます。

また、同社をはじめとした複数の報道機関の誤った報道によりネットのまとめサイト等で、事実と異なる内容が大量に記載され、一時的であったにせよ当社の名誉が大きく棄損され、社会的評価が大きく低下したのは明らかですが、これも青森テレビ番組基準 1 章（2）「個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない」に反しております。

したがって、『株式会社青森テレビ取締役会』に対し、期限を定め、再度訂正報道を求める申し入れを行って参ります。

以上

ご参考：過去のリリースタイトル

- 平成 30 年 08 月 21 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて
- 平成 30 年 08 月 14 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場について
- 平成 30 年 08 月 13 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場における事前告知及び
期間中の料金案内について
- 平成 30 年 08 月 13 日：ねぶた祭り期間中における
青森市安方第 5 駐車場利用者集計について
- 平成 30 年 08 月 10 日：ねぶた祭り期間中における
駐車場料金に関する報道について(一部修正)

以上